

福井県子連正会員等交通費基準

市 町	交 通 費
福 井 市	200
敦 賀 市	3,500
小 浜 市	6,100
大 野 市	900
勝 山 市	1,000
鯖 江 市	400
あ わ ら 市	700
越 前 市	600
坂 井 市	600
永 平 寺 町	500
池 田 町	900
南 越 前 町	800
越 前 町	500
美 浜 町	4,400
高 浜 町	7,100
お お い 町	6,900
若 狭 町	4,800

- ①交通費は、原則、旅費補助とする。
- ②各市町の役場を起点として、県子連事務所間の往復距離を算定する。
- ③ガソリン1Lを150円とし、1Lで10kmを走る計算で算定する。つまり、1km15円で計算する。
- ④高速料金は、役場から県子連の往復100kmを超えた場合に往復高速料金を支給する。
- ⑤高速料金は、ETC使用の休日割引（通常料金の7割）の料金とする。
（ETCが付いていない場合も同額を支給する）
- ⑥ガソリン代と高速料金を合計した金額を切り上げて、各交通費とする。
- ⑦県子連事務所以外の施設が終点の場合には、各市町役場を起点として往復距離を算定する。
高速代金は④⑤の基準で算定する。